

内閣参質二〇一第一〇号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員熊谷裕人君提出国土交通副大臣兼内閣府副大臣の職務権限に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員熊谷裕人君提出国土交通副大臣兼内閣府副大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「IR関係の職務内容」及び「IR誘致のための候補地選定に關わる権限」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、あきもと司衆議院議員については、内閣府副大臣として、平成二十九年八月七日から平成三十年十月四日まで、特定複合観光施設区域の整備に関する事務について、これを担当する国務大臣を補佐することを職務としていた。

三について

犯罪の成否については捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断されるべき事柄であることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。